

利用定員の遵守における留意点

1. 関係法令

【児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準】

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、**利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。**

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

定員超過が認められるのは、「災害」・「虐待」・「その他やむを得ない事情」がある場合に限られる。

2. 「やむを得ない」事情について

「やむを得ない事情」として認められるケース(R4.2.28厚生労働省事務連絡より抜粋)

ア 障害の特性や病状等のために欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所で受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合

3 定員超過利用の前提となる適正なサービス利用について

利用定員を上回る受け入れをする場合、**実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること。**

例)利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士は3人配置が必要。

※児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算等の加配に充てている人員を基準人員として充てる場合、その日は当該加算の取得はできませんのでご注意ください。

【利用人数10人以下】

児童指導員A	基準配置
児童指導員B	基準配置
児童指導員C	加配配置

【利用人数12人】

児童指導員A	基準配置
児童指導員B	基準配置
児童指導員C	基準配置

加配人員を基準人員に充てた場合、
加算の取得はできない

利用定員に関する考え方の整理

- ・減算にならない範囲なら受け入れ可能という考え方は誤り。
- ・減算はあくまで給付上の取扱いであり、定員超過は指定基準上の「定員の遵守」に違反する。

※「やむを得ない事情」により、利用定員を超える受け入れが見込まれる場合は、事前に県障がい福祉課又は石見指導監査室へ相談し、「やむを得ない事情」として認められるか確認のうえで対応してください。
また、恒常的な利用定員の超過が続く場合については、利用定員の増加についてもご検討ください。